

国土審議会土地政策分科会に特別部会(部会長:山野目教授)を設け、喫緊な課題である所有者不明土地問題に関する制度の方向性等について検討を行うとともに、中長期的課題として人口減少社会における土地制度のあり方について検討を行う。

## 検討項目及びスケジュール

### 【平成29年9月～】

所有者不明土地問題に関する制度の方向性等について検討

- ・平成29年 9月12日 第1回特別部会
- ・平成29年10月25日 第2回特別部会
- ・平成29年12月 5日 第3回特別部会(年内に中間取りまとめ)

所有者不明土地について、その利用を円滑化するため、下記の論点について速やかに検討を行う

- 公共事業のために所有者不明土地を収用する場合における収用手続きの簡素化
- 一定の公共的事業のために、所有者不明土地の一定期間の利用を可能とする新たな仕組みの構築
- 所有者の探索を円滑化する仕組みの構築

### 【平成30年～】

人口減少社会における土地制度のあり方について検討

## 骨太の方針2017(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

※「未来投資戦略2017」にも同旨記載あり

公共事業や農地・林地の集約化等において共通課題となっている所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、共有地の管理に係る同意要件の明確化や、公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。さらに、今後、人口減少に伴い所有者を特定することが困難な土地が増大することも見据えて、登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的課題については、関連する審議会等において速やかに検討に着手し、経済財政諮問会議に状況を報告するものとする。